

令和7年度 松江市建設工事総合評価制度方式について

(朱書:改正箇所)

1. 対象事業

- ① 原則4千万円以上(税込)の全ての工事で総合評価方式を適用し、特別簡易型で執行する。
- ② 港湾・漁港・漁場及び海岸工事、人工芝工事は対象外とする。
- ③ 災害、災害に関連する事業等で、被災初年度等において緊急を要する工事、工事成績を評定しない工事(建物解体工事等)については、対象外とすることができる。
- ④ 舗装工事の1千万円以上(税込)の全ての工事を特別簡易型で執行する。
- ⑤ 法面処理工事の2千万円以上(税込)全ての工事を特別簡易型で執行する。
- ⑥ 4千万円未満の工事であっても、品質確保の観点から総合評価方式で発注することもある。
- ⑦ 土木一式工事において、B・C級を対象とする4千万円未満の工事を、年間約4本総合評価方式で発注する。
- ⑧ 災害復旧工事は、工事成績を評定しないものとする。

2. 落札者決定基準等

(1) 総合評価の方法

標準点(100点)に評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価は「技術評価点」を当該入札者の入札価格で除した値(評価値)の大小をもって行う。標準点(100点)を予定価格で除した値を基準評価値という。

$\begin{aligned}\text{技術評価点} &= \text{標準点}(100\text{点}) + \text{加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \\ \text{基準評価値} &= \text{標準点}(100\text{点}) / \text{予定価格}\end{aligned}$

(2) 落札者の決定方法

次の要件に該当する入札者のうち、上記「評価値」の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときはクジによる。

- ・入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- ・評価値が基準評価値を下回らないこと。
- ・低入札調査要領において失格等でないこと。

※総合評価方式は金額の大小にかかわらず、最低制限価格は設定されない。

3. 入札情報等の公表

(1) 入札公告

入札公告は入札情報サービス(PPI)により公告するものとする。入札公告とは別に入札説明書を作成した場合も、同様とする。

(2) 設計図書の閲覧

入札公告と同時に設計図書を電子データとして提供(入札情報サービス(PPI)に掲載または配布)する。

(3) 質問等への回答

設計図書あるいは技術資料に対する質問への回答は、入札公告に示した方法で回答する。

ただし、競争参加資格がないと認めた者からの説明要求に対する回答は該当者のみに行う。

(4) 落札結果

各項目の評価点数、入札価格、評価値について、閲覧に供する。

また、当該工事に総合評価方式を適用した理由についてもあわせて閲覧に供する。

4. ペナルティ

- (1)「若手・女性技術者、若手従業員の新規雇用」として申請した者が、受注者の責により工事期間中継続雇用されず正当な理由が無い場合は、評価の加算点1点～0.5点を工事成績評定点から減点するものとする。

ただし、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合は、

この限りではない。

(2) 評価項目に係る技術資料に虚偽記載及び記載事項の不履行があったことが契約後判明した場合も通常の処分とは別に工事成績評定点の減点を行う。

(3) ペナルティの種類等は次のとおり

・工事成績評定点の減点(加算点の最高点を減点する)

(4) ペナルティの種類、内容については入札公告等および契約書に明記する。

5. 書類様式

(1) 競争参加資格確認申請に関する様式は事後審査型制限付き一般競争入札要領の様式を準用する。

(2) 技術資料(技術提案及びその他の評価項目に関するもの)については入札説明書で明記し、提出時には電子データも添付する。

(3) 総合評価による契約の書式は一般の契約書(特約条項付)とする。

6. 総合評価方式の事例

(1) 評価項目および加算点一覧表

土木工事の例

評価項目				配分点	加算点		
					優	良	評価なし
技術力	企業の評価	①工事成績評定点	過去3年度間の工事成績評定点の平均点。 82点以上に6点を与える	6点	6～5	4.5～0.5	0
		②施工実績	過去5年度間の同種な1千万円以上の工事の77点以上の工事実績	2点	2回以上 2	1回 1	0
		③表彰実績	企業の表彰実績(5年度間)	2点	2 ～ 0.5		0
	技術者の評価	①若手・中堅技術者の育成	若手・中堅技術者の配置及び専任指導技術者の追加配置	2点	若手・中堅・専任指導技術者の配置あり 2	若手・中堅技術者配置あり、専任指導技術者の配置なし 1	若手・中堅・専任指導技術者の配置なし 0
		②配置技術者の施工経験	過去10年度間の同種な5百万円以上の工事の77点以上の工事実績	2点	2回以上 2	1回 1	0
		③配置技術者の資格	主任(監理)技術者の保有資格	1点	1	0	
			CPDSが30ユニット以上(1億以上の土木一式工事)	1点			
		④表彰実績	技術者表彰実績(10年度間)	2点	2 ～ 0.5		0
地域貢献	①道路愛護団の実績	令和6年度に年2回以上の実績	各1点で 最高2点	2つ以上 2	1つのみ 1	なし 0	
	②公園清掃ボランティアの実績	令和6年度に年2回以上の実績					
	③河川愛護団の実績	令和6年度の実績					
	④育児・介護休業制度	法に規定される基準の制度化	0.5点	両制度あり 0.5		制度なし 0	
	⑤障がい者雇用	雇用の有無	0.5点	雇用率を超える雇用 0.5		雇用なし 0	
	⑥健康づくり・健康経営の推進	認定又は登録企業(健康経営優良法人認定制度、健康まつえ応援団、しまね☆まめなカンパニー、ヘルス・マネジメント認定制度)	1点	1つ以上 1		なし 0	
	⑦若手・女性技術者、若手従業員の新規雇用	発注年度を含む過去3年度間に新規雇用した実績	1点	技術者 1	若手従業員 0.5	なし 0	
	⑧除雪業務等契約締結実績	前年度の契約実績	1点	1		0	

⑨災害等緊急対応工事・業務の施工実績	過去5年度間の施行実績	4点	1件につき0.5点、最高4点
合 計		27点	27.0～0点

※土木一式工事、舗装工事以外の工事については、4地域貢献のうち⑧除雪業務の実績及び⑨災害等緊急対応工事・業務の施工実績を除くため、22点となる。

(2) 企業の評価

※発注工事と同種な工事の区分は、一般土木工事、舗装工事、法面処理工事、一般建築工事、電気工事（建築工事成績評価基準により評価した工事）、管工事（建築工事成績評価基準により評価した工事）とする。

一般土木工事は、舗装工事、法面処理工事を除く土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、造園工事、しゅんせつ工事、土木工事の管工事、松江市上下水道局名で発注した雨水事業による工事（公社、企業局発注分は除く、松江市において検査を行った工事は含む）を含む。

① 工事成績評価点

土木工事及び舗装工事は過去3年度間(R4～R6年度)、法面処理工事及び建築工事は過去5年度間(R2～R6年度)の発注工事と同種な、松江市発注の工事における工事成績評価点の平均点が、82点以上の者には6点を、81点の者には5.5点を、80点の者には5点を、79点の者には4.5点を、78点の者には4点を、77点の者には3.5点を、76点の者には3点を、75点の者には2.5点を、74点の者には2点を、73点の者には1.5点を、72点の者には1点を、71点の者には0.5点を与える。平均点が70点以下の者は0点を与える。

ただし、上記の対象工事が1件又は無い場合は、上記点数から0.5点減点し、マイナス数値となる場合は0点とする。

※平均点は、小数点第1位を切り捨て整数止めとする。

※工事成績評価点は松江市発注工事のものとする。

※特別共同企業体の場合は代表者又は構成員としての施工実績とし、出資比率20%以上の場合にのみ認める。

② 企業の施工実績

過去5年度間(R2～R6年度)の発注工事と同種な1千万円以上の工事（舗装工事、法面処理工事は8百万円以上）を対象とし、工事成績評価点77点以上の施工実績が、2回以上あれば2点を、1回あれば1点を与える。

※工事実績は松江市発注工事のものとする。

※特別共同企業体の場合は代表者又は構成員としての施工実績とし、出資比率20%以上の場合にのみ認める。

③ 企業の優良工事表彰

発注工事と同種な工事において、当該年度を含めて過去5年度間(R3～R7年度)の松江市優良工事表彰、中国地方整備局長表彰、中国地方整備局事務所長表彰又は島根県優良工事表彰（島根県知事表彰、所長等表彰）を受けた企業を評価し、松江市優良工事表彰は1回に付き1点、他の表彰は1回に付き0.5点を与え、加算点合計の最高点は2点とする。

【松江市優良工事表彰1回 → 1点、他の表彰 → 0.5点、表彰なし → 0点、最高点2点】

※中国地方整備局及び島根県の表彰区分は、松江市の工事区分に準じて置換える。

※特別共同企業体の場合は代表者又は構成員としての施工実績とし、出資比率20%以上の場合にのみ認める。

※松江市以外の表彰においては、表彰内容の分かる資料の写しを添付すること。

(3) 配置予定技術者の評価

※発注工事と同種な工事の区分は、一般土木工事、舗装工事、法面処理工事、一般建築工事、電気工事（建築工事成績評価基準により評価した工事）、管工事（建築工事成績評価基準により評価した工事）とする。

一般土木工事は、舗装工事、法面処理工事を除く土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、造園工事、しゅんせつ工事、土木工事の管工事、松江市上下水道局名で発注した雨水事業による工事（公社、企業局発注分は除く、松江市において検査を行った工事は含む）を含む。

※③配置技術者の資格の評価区分は、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、法面処理工事、舗装工事、鋼構造物工事、造園工事、建築一式工事、管工事、電気工事の区分とする。

①若手・中堅技術者の育成

入札公告日前日時点で満40才未満の技術者を、当該工事の主任(監理)技術者として配置し、この若手・中堅技術者の育成のために他の専任指導技術者を追加配置する場合に2点を与える。

若手・中堅技術者の配置のみで専任指導技術者を追加配置しない場合に1点を与える。

【若手・中堅、専任指導技術者の配置あり → 2点、若手中堅技術者を配置し専任指導技術者の配置なし → 1点、若手・中堅技術者の配置なし → 0点】

※専任指導技術者の資格は、配置予定の主任(監理)技術者と同等以上の資格を有する40才以上のものとし、過去に4千万円以上の完工請負金額かつ工事成績75点以上の工事、主任(監理)技術者として従事した実績を有すること。(該当する工事のコリンズ登録の写しを提出すること。)

なお、4千万円未満の土木工事においては、上記の4千万円以上を1千万円以上に、舗装工事、法面処理工事においては、上記の4千万円以上を8百万円以上に読み替えるものとする。

※配置予定の若手・中堅技術者が、過去の5百万円以上の工事において主任(監理)技術者として従事し、80点以上の工事成績評定点を取得している場合は、専任指導技術者の追加配置は要しないものとし、2点を与える。(該当する工事のコリンズ登録の写しを提出すること。)

※専任指導技術者はコリンズ登録が必要であり、届出受理後の変更は原則として認めない。

※専任指導技術者は、以下の専任で配置する技術者との兼務を認める。

- ・低入札価格での契約となった場合の専任で追加する技術者
- ・建築一式工事、管工事、電気工事の専任追加配置技術者
- ・現場代理人

②配置技術者の施工経験

配置予定の主任(監理)技術者の、過去10年度(H27～R6年度)間の発注工事と同種な5百万円以上の工事、主任(監理)技術者又は現場代理人として従事し、77点以上の工事成績評定点が2回以上あれば2点を、1回あれば1点を与える。【2回以上あり → 2点、1回あり → 1点、なし → 0点】

※満40才未満の若手・中堅技術者を主任(監理)技術者として配置し、専任指導技術者を追加配置する場合は、若手・中堅技術者又は専任指導技術者のどちらでの評価でもよい。

※特別共同企業体の場合は代表者又は構成員としての施工実績とし、出資比率20%以上の場合にのみ認める。

※専任指導技術者及び専任追加配置技術者としての実績は、配置技術者の施工経験の評価対象に加える。

③配置技術者の資格

配置予定技術者の資格は、入札公告日前日における主任(監理)技術者の保有する資格について評価し、資格を有していれば1点与える。

1億円以上の土木一式工事については、「資格」は競争参加資格条件となるため、配置予定技術者の継続学習の評価に振り替え、令和2年度から入札公告日前日までに30ユニット以上取得していれば1点与える。

【1級土木施工管理技士等の技術士資格を有する → 1点、2級土木施工管理技士等 → 0点】

【CPDSが30ユニット以上ある者 → 1点、30ユニット未満 → 0点】

※配置予定技術者の保有する資格の評価は、下記の工事区分により行う。

○土木一式工事は、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、国土交通大臣特別認定者、又は関係する技術士資格を有することを評価する。

○とび・土工・コンクリート工事は、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、1級建築施工管理技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有することを評価する。

○法面処理工事は、1級土木施工管理技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有し、かつ、工事の内容により、法面施工管理技術者又はグラウンドアンカー施工士資格を有することを評価する。

○舗装工事は、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有し、かつ、1級舗装施工管理技術者資格を有することを評価する。

○鋼構造物工事は、1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、1級建築士、国土交通大臣特

別認定者又は関係する技術士資格を有することを評価する。

○造園工事は、1級造園施工管理技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有することを評価する。

○建築一式工事は、1級建築施工管理技士、1級建築士又は国土交通大臣特別認定者資格を有し、専任追加配置することを評価する。

○管工事(機械、空調設備、給排水衛生設備)は、1級管工事施工管理技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有し、専任追加配置することを評価する。

○電気工事は、1級電気工事施工管理技士、国土交通大臣特別認定者又は関係する技術士資格を有し、専任追加配置することを評価する。

※専任追加配置する技術者は、主任(監理)技術者の資格と同等の資格を有すること。

※特別共同企業体については、代表者・構成員いずれからの追加配置でも評価する。

※1億円以上の土木一式工事は取得しているCPDSユニットが確認できる資料を添付すること。

④配置技術者の優良工事表彰

発注工事と同種な工事において、配置予定の主任(監理)技術者が、当該年度を含めて過去10年度(H28～R7年度)間の松江市 優良建設工事表彰、中国地方整備局長表彰、中国地方整備局事務所長表彰又は島根県優良工事等表彰(島根県知事表彰、所長等表彰)で優秀建設技術者表彰の受賞実績を有することを評価し、松江市優良建設工事表彰は1回につき1点、他の表彰は1回につき0.5点を与え、加算点合計の最高点は2点とする。

【松江市優良建設工事表彰1回 → 1点、他の表彰 → 0.5点、表彰なし → 0点、最高点2点】

※主任(監理)技術者の評価とするが、満40才未満の若手・中堅技術者を主任(監理)技術者として配置し、専任指導技術者を追加配置する場合は、専任指導技術者を評価する。ただし、配置予定の若手・中堅技術者が、優良技術者表彰の受賞実績がある場合は、若手・中堅技術者の評価とすることもできる。

※中国地方整備局及び島根県の表彰区分は、松江市の工事区分に準じて置換える。

※特別共同企業体の場合は代表者又は構成員としての施工実績とし、出資比率20%以上の場合にのみ認める。

※松江市以外の表彰においては、表彰内容の分かる資料の写しを添付すること。

(4)地域貢献

①道路愛護団

道路愛護団に登録し、令和6年度に年2回以上の活動実績がある場合に評価する。

○道路愛護団の「沿道草刈事業」は、道路沿いの草刈、通行に支障がある枝の伐採を行うものであり、作業延長は(両側・片側の区別なし)100m以上とし、10m単位とする。また、「側溝清掃業務」は、道路沿いの側溝の清掃を行うものであり、作業延長は(両側・片側の区別なし)50m以上とし、10m単位とする。(道路愛護団の該当範囲は、市道認定道路及び旧重要道路(国道、県道、河川敷、公園、民地を除く)とする。

②公園清掃ボランティア

公園清掃ボランティアに登録し、除草・清掃作業は令和6年度に年2回以上、塗装作業は令和6年度に年1回以上の活動実績がある場合に評価する。

○公園清掃ボランティアの「除草作業」は、1社につき200㎡以上とする。また、「側溝清掃」については、1社につき蓋有り100m以上、または蓋無し200m以上で、どちらかの実施を最低条件とする。

○公園清掃ボランティアの「塗装作業」は、1社につき3基以上とする。

③河川愛護団

河川愛護団に登録し、令和6年度に活動実績がある場合に評価する。

○河川愛護団は、島根県管理河川及び松江市管理河川で、河川幅が1.5m以上で、除草をする必要がある箇所を対象とする。また、三面コンクリート水路で水路幅が1.5m以上で、構造物の外側に河川用地があり、その箇所の除草を必要とする場合を対象とする。

【①②③のいずれか2つ以上の実績を有する → 2点、1つの実績 → 1点、実績がなし → 0点】

④育児・介護休業制度

平成29年10月1日に改正・施行された「育児・介護休業法」の内容を踏まえた制度を有し、育児協業制度並びに介護休業制度の両方を備えている場合に評価し0.5点与える。

【育児・介護両方の制度を有する→0.5点、一方の制度のみ、又は制度なし→0点】

⑤障がい者雇用

障がい者雇用は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数を超える雇用実績を有している場合に評価し0.5点与える。

【下記のいずれかの実態がある場合→0.5点、実態がない場合→0点】

・法定雇用率を適用される者……法定雇用率を超える雇用

・法定雇用率を適用されない者……1人以上の雇用

※法定雇用率（民間企業の法定雇用率**2.5%**（令和6年4月1日以降）、障がい者を雇用しなければならない事業主は、従業員**40.0人**以上）。

※ 除外率（建設業**10%**）

⑥健康づくり・健康経営の推進

健康づくり・健康経営を推進している次のいずれかの制度に認定又は登録をしている企業を評価する。

（ア）経済産業省「健康経営優良法人認定制度」

（イ）松江市 「健康まつえ応援団」

（ウ）島根県 「しまね☆まめなカンパニー」

（エ）協会けんぽ「ヘルス・マネジメント認定制度」

【いずれかの制度に認定又は登録あり→1点、認定又は登録なし→0点】

⑦若手・女性技術者、若手従業員の新規雇用

発注年度を含む過去3年度間（**R5～R7年度**）（従業員50人未満の企業は、過去5年度間（**R3～R7年度**））に、若手技術者（採用時29才以下）、女性技術者（年齢不問）、若手従業員（採用時29才以下）のいずれか一人以上の採用実績が有れば評価する。

【技術者1人以上の実績を有する→1点、従業員1人以上の実績を有する→0.5点、実績がなし→0点】

※新規雇用の若手技術者、女性技術者は、建設業法第7条第2号イで定める各学校の、建設業法施行規則第1条に定める学科を卒業した者、又は、当該工事種別に該当する建設業法第7条第2号ハに示す資格を有する者とする。

※**技術者と雇用者との雇用関係が確認できるもの（写し可）**及び、卒業証明書等の学校・学科の分かるもの、又は、資格証の写しを添付すること。

※従業員においては、**雇用者との雇用関係が確認できるもの（写し可）**を添付すること。

※技術者、従業員の両方を採用した場合は、技術者で評価する。

※工事の竣工検査時において新規雇用で評価した者の、継続雇用が確認できる資料を提出すること。

※地域貢献の全ての評価項目において、特別共同企業体については、代表者並びに構成員全てに実績が有る場合に限り評価する。

⑧除雪業務、融雪剤散布業務の契約締結実績

前年度（**R6年度**）に松江市と除雪作業業務委託契約又は融雪剤散布作業業務委託契約を締結した、契約実績を有することを評価し1点与える。

【契約実績を有する→1点、契約実績がなし→0点】

※評価の対象とする工種は、土木一式工事並びに舗装工事とする。

⑨災害等緊急対応工事及び業務の施工実績

過去5年度（**R2～R6年度**）間での松江市発注の災害復旧工事を含む緊急対応工事及び業務の施工実績を有することを評価し、1件につき0.5点とし、最高4点とする。

【施工実績が1件につき→0.5点、最高4点】

※評価の対象とする工種は、土木一式工事並びに舗装工事とする。
※対象工事及び業務の施工実績が分かるものの写しを添付すること。

※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号、被保険者等記号・番号、二次元コード（QRコード）がある場合は二次元コードにもマスキングを施してください。

7. 実施時期

実施時期は令和7年4月1日以降に入札公告する工事から適用する。